

## 議題 「施設規模について」

### 目 次

資料 1	処理追加ごみ（刈り草、剪定枝等）	1
資料 2	人口増(刑務所、本田技研工業(株)研究所誘致)に伴う ごみ処理量増加	1
資料 3	施設規模算定方法と増加規模	2
添付資料 1 - 1	処理追加ごみを確認・了解を得た委員会議事録	3
1 - 2	追加ごみ項目一覧表	5
2 - 1	刑務所からのごみ排出算出事例	8
3 - 1	追加ごみの規模算定表	8

## 資料1 処理追加ごみ（刈り草、剪定枝等）

圏域からの平成 17 年度排出実績を基に算出した排出量を以下に示す。今後も同程度の排出が予想される。増加年間排出量は 2,641 t /年となる。

項目	排出量	
刈草	768.760	t/年
剪定枝	295.600	t/年
伐採木	352.000	t/年
流木	210.000	t/年
木製パレット	785.000	t/年
その他	229.980	t/年
合計	2,641.340	t/年

増加年間排出量	2,641.340 t/年
---------	---------------

## 資料2 人口増（刑務所、本田技研工業(株)研究所誘致）に伴うごみ処理量増加

### 1. 刑務所整備

一般廃棄物処理基本計画では、さくら市において刑務所人口 1,000 人を見込んでいる。基本計画策定後、明らかになった刑務官や職員の人数を以下に示す。刑務所整備における増加人口は、関係自治体への調査により、既に見込んでいる 1,000 人を除き 2,064 人と想定された。増加年間排出量は 350 t /年となる。

項目	人員	家族	単位
収容者	2,000	0	人
職員(刑務官含む)	380	684	人
合計	2,380	684	人

増加処理対象人数	2,064 人
----------	---------

可燃ごみ1人1日平均排出量	464 g/人日
---------------	----------

増加年間排出量	350 t/年
---------	---------

注) 1. 職員の家族は、「全国市町村要覧平成 17 年版」を基に栃木県の 1 世帯当たり世帯人員の値 2.8 人/世帯として算定した。参考として圏域では 3.0 人/世帯となっている。

2. 可燃ごみ 1 人 1 日平均排出量は、一般廃棄物処理基本計画の平成 24 年度における焼却対象量を基に算定した。

## 2. 本田技研工業(株)研究所誘致

一般廃棄物処理基本計画策定後、明らかになった社員の人数を以下に示す。研究所誘致における増加人口は、関係自治体への調査により、1,400人と想定された。増加年間排出量は237t/年となる。なお、芳賀工場からの転勤者とその家族が圏域内への転居はないものと考えた。

項目	社員	家族	
地元採用	0	0	人
芳賀工場より転勤	500	900	人
その他転勤	500	900	人
合計	1,000	1,800	人

増加処理対象人数	1,400人
----------	--------

可燃ごみ1人1日平均排出量	464g/人日
---------------	---------

増加年間排出量	237t/年
---------	--------

注) 1. 職員の家族は、「全国市町村要覧平成17年版」を基に栃木県の1世帯当たり世帯人員の値2.8人/世帯として算定した。参考として圏域では3.0人/世帯となっている。

2. 可燃ごみ1人1日平均排出量は、一般廃棄物処理基本計画の平成24年度における焼却対象量を基に算定した。

### 資料3 施設規模算定方法と増加規模

現段階までに把握できた処理追加ごみ(刈り草、剪定枝等)及び人口増(刑務所、本田技研工業(株)研究所誘致)に伴うごみ処理増加量は、年間3,228t/年(2,641+350+237)となり、ごみ処理施設の増加規模は、12t/日以上と見込まれる。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{計画年間日平均処理量} & & \text{実稼働率} & & \text{調整稼働率} & & \text{増加施設規模} \\ 8.8\text{t/日} & \div & (280\text{日}/365\text{日}) & \div & 0.96 & = & 12\text{t/日} \end{array}$$

# 添付資料 1 - 1 処理追加ごみを確認・了解を得た委員会議事録

決裁	管理者	局長	課長	室長	主任	係長	係

## 第10回塩谷広域行政組合ごみ処理検討委員会会議録

管理課長   
 衛生課長

### 1. 日時

平成18年3月7日(火) 13時00分～16時30分

### 2. 場所

塩谷広域行政事務組合 1階大会議室

### 3. 出席者

職名	氏名
委員長	(学識経験者) 西谷弘子
副委員長	(さくら市) 菊池崇雄
委員	(矢板市) 長谷川健 小松高行(欠席)
	(さくら市) 関 忠司 天野順子 蛭田幸子
	(塩谷町) 松尾享子 立岡芳司
	(高根沢町) 飯泉八重子 君島 毅
	(地元住民代表) 高塩克敏 岡田 明
	(学識経験者) 小久保行雄
	(アドバイザー) 今泉繁良 中村祐司
職員	(矢板市) 高瀬主任
	(さくら市) 添田副主幹
	(塩谷町) 狩野課長補佐
	(高根沢町) 小林主査
事務局	(塩谷広域行政組合) 高久事務局長 阿久津課長 磯室長 小堀主幹 印南係長
	(日本技術開発) 古田秀雄 中尾さやか 中山伸吾 宮澤俊介

### 4. 議事次第

- 1) 開 会
- 2) あいさつ
- 3) 第9回ごみ処理検討委員会報告
- 4) 議 題
  - ①一般廃棄物処理基本計画の内容について2
  - ②その他
- 5) 閉 会

- ・P26 の文章内では、これら受け入れられなかったごみを新施設で受け入れるとの表記がない。現在焼却が 26,000 t であり、このごみ量が 1,800 トンであるから 7%程度ある。

【西谷委員長】

- ・P36 の処理すべき可燃ごみとして記載されているが、これが何なのかという説明がない。

【小久保委員】

- ・この可燃ごみを受け入れて焼却するのかということが大前提である。

【中村教授】

- ・現在、紙おむつはどのように処理されているのか。

【事務局（磯室長）】

- ・紙おむつは、老人保健施設などでは独自に処理をしている。家庭で出てくるものについては、広域に入っていると思うが、施設から出てくるものについては独自で処理している。しかし、施設からは受け入れてほしいとの要望もある。分類としては、一般廃棄物であり、本来ならば受け入れなくてはならないものではある。

【今泉教授】

- ・P8 の分別収集状況は、家庭系も事業系も同じ分別で行っているのか。

【事務局（印南係長）】

- ・事業系も同じである。

【今泉教授】

- ・P9 では、ボツ（・）の表記をプラス（+）にした方がよい。P11 の図 2-2-2 凡例で 5 種類書いてあるが、グラフ内では 3 つしかない、表を工夫してほしい。可燃系のごみの量を把握する資料がほしい。

【事務局（宮澤）】

- ・細かいごみ量については、資料編に添付している。

【今泉教授】

- ・報告書を見ていくと、数値を迫えるようなものがよい。P22 中間処理施設の焼却処理量は、可燃ごみと粗大ごみ処理施設からの可燃性粗大の量である。それらの流れがわかるようにしてほしい。P23 のごみ質はどのようになっているのか。

【事務局（古田）】

- ・焼却炉内の分析結果であるため、家庭系、事業系が混合されたものである。

【事務局（印南係長）】

- ・通常は、混合されたものを分析しているが、あの時は別に行った。

【今泉教授】

- ・ごみ質の文章内で、「可燃ごみの中には、紙類や厨芥類、プラスチック類が多く含まれている」と書いてあるが、厨芥類を外すか、順序を最後にしてほしい。数値を見ても小さな値である。P27 最終処分量の見方が 2 つあるのだが、平成 16 年度では、1,953 トンだけでよいのか、1,313 トンも足さなくてはならないのか。また、熔融処理したものがどうなっているのかをふれてほしい。今の話は P30 最終処分場にも関係してくる。P32「白区内処理を目指した適正処理システムの構築」の文章では、容

1 - 2 追加ごみ項目一覧表

表 構成2市2町からの焼却処理追加ごみ

ごみ項目	発生要因	処理現状	問題点・課題	処理方向性	関係法令	団体名	年 度					計	平均	発生時期	
							H13	H14	H15	H16	H17				
刈 草	道路敷地内刈草 国道、県道、市町道の管理者が業者に委託して刈り取った草	業務受託業者により処分	現有施設の処理能力が不足しているため、搬入を断っている。そのため、事業者負担を強いている。	焼却処理対象物として受入処分	一般廃棄物に分類	矢板市(公)				36.000	36.000	72.000	36.000	5~10月	
						矢板市(民)				10.000	450.000	460.000	230.000	5~10月	
						氏家町シルバー					22.760	22.760	22.760	通年	
						さくら市	0.069	0.071	0.074	0.074	85.000	85.288	17.058	通年	
	塩谷町								9.600	120.000	129.600	64.800			
	高根沢町					10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	50.000	10.000	5~10月		
	矢板土木					45.000	45.000	45.000	45.000	45.000	225.000	45.000			
	計					55.069	55.071	55.074	110.674	768.760	1,044.648	425.618			
剪定枝	一般家庭の庭園木剪定時の発生する枝葉	可燃ごみとして、袋排出されているものは収集して焼却処理しているが、大量排出の場合は処理を断っており、各戸もしくは剪定業者で処理している。	現有施設の処理能力が不足しているため、搬入を断っている。そのため、事業者負担を強いている。	焼却処理対象物として受入処分	一般廃棄物に分類	矢板市(公)				25.600	25.600	51.200	25.600	5~10月	
						矢板市(民)				60.000	60.000	120.000	60.000	5~10月	
						さくら市	0.084	0.087	0.090	0.090	65.000	65.351	13.070	通年	
						塩谷町				4.000	5.000	9.000	4.500		
						高根沢町	40.000	40.000	40.000	40.000	40.000	200.000	40.000	5~10月	
						矢板土木	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	500.000	100.000		
計	140.084	140.087	140.090	229.690	295.600	945.551	243.170								
伐採木 (剪定枝チップ)	一般家庭で植木屋が木を切ったもので、住民による搬入されたもの。 高根沢町分は、せん定枝等資源化事業で、一般家庭から排出された剪定枝等を破碎処理することで木チップが発生。	チップを雑草抑制剤等の資源として利用することとしているが、需要よりも発生量が多いため野積み保管している。	現有施設の処理能力が不足しているため、搬入を断っている。そのため、事業者負担を強いている。 塩谷町はチップ化して、山に散布していたが、散布場所がなくなった。	焼却処理対象物として受入処分	一般廃棄物に分類	矢板市(公)						0.000			
						矢板市(民)					320.000	320.000	320.000		
						さくら市					20.000	20.000	20.000		
						塩谷町				1.600	2.000	3.600	1.800		
						高根沢町	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	50.000	10.000	通年	
						矢板土木						0.000			
計	10.000	10.000	10.000	11.600	352.000	393.600	351.800								
流木	塩谷町の東荒川ダムの流木ダム事業者:栃木県 塩谷町の西荒川ダムの流木 塩谷町の風見発電所の流木 矢板市の寺山ダムの流木	塩谷町が鹿沼市に単独で処理依頼して焼却処理。	現有施設の処理能力が不足しているため、搬入を断っている。そのため、事業者負担を強いている。	焼却処理対象物として受入処分	一般廃棄物に分類	矢板市(公)			50.000	0.000	50.000	100.000	33.333		
						矢板市(民)						0.000			
						さくら市						0.000			
						塩谷町	113.000	79.000	50.000	140.000	160.000	542.000	108.400		
						高根沢町						0.000			
						矢板土木						0.000			
計	113.000	79.000	100.000	140.000	210.000	642.000	141.733								
木製パレット	高根沢町のキリンビール(株)栃木工場、矢板市のシャープ(株)矢板工場で不要となった木製パレット	業務受託業者により処分	現有施設の処理能力が不足しているため、搬入を断っている。そのため、事業者負担を強いている。	焼却処理対象物として受入処分	一般廃棄物に分類	矢板市(公)						0.000			
						矢板市(民)					305.000	305.000	610.000	305.000	
						さくら市						0.000			
						塩谷町						0.000			
						高根沢町	480.000	480.000	480.000	480.000	480.000	2,400.000	480.000	通年(月40t)	
						矢板土木						0.000			
計	480.000	480.000	480.000	785.000	785.000	3,010.000	785.000								
その他	矢板市の養護施設からの紙おむつ 塩谷町の火事の残材 圏域からの粗大ごみ	業務受託業者により処分	現有施設の処理能力が不足しているため、搬入を断っている。そのため、事業者負担を強いている。	焼却処理対象物として受入処分	一般廃棄物に分類	矢板市(公)						0.000			
						矢板市(民)					189.980	189.980	379.960	189.980	通年
						さくら市						0.000			
						塩谷町				40.000	40.000	80.000	40.000		
						高根沢町						0.000			
						矢板土木						0.000			
						圏域					311.000	311.000	311.000		
						計	0.000	0.000	0.000	540.980	229.980	770.960	229.980		
計						矢板市(公)	0.000	0.000	50.000	61.600	111.600	223.200	94.933		
						矢板市(民)	0.000	0.000	0.000	564.980	1,324.980	1,889.960	915.000		
						氏家町シルバー	0.000	0.000	0.000	0.000	22.760	22.760	22.760		
						さくら市	0.153	0.158	0.164	0.164	170.000	170.639	50.128		
						塩谷町	113.000	79.000	50.000	195.200	327.000	764.200	179.500		
						高根沢町	540.000	540.000	540.000	540.000	540.000	2,700.000	540.000		
						矢板土木	145.000	145.000	145.000	145.000	145.000	725.000	145.000		
						圏域	0.000	0.000	0.000	311.000	0.000	311.000	311.000		
計	798.153	764.158	785.164	1,817.944	2,641.340	6,806.759	1,947.321								

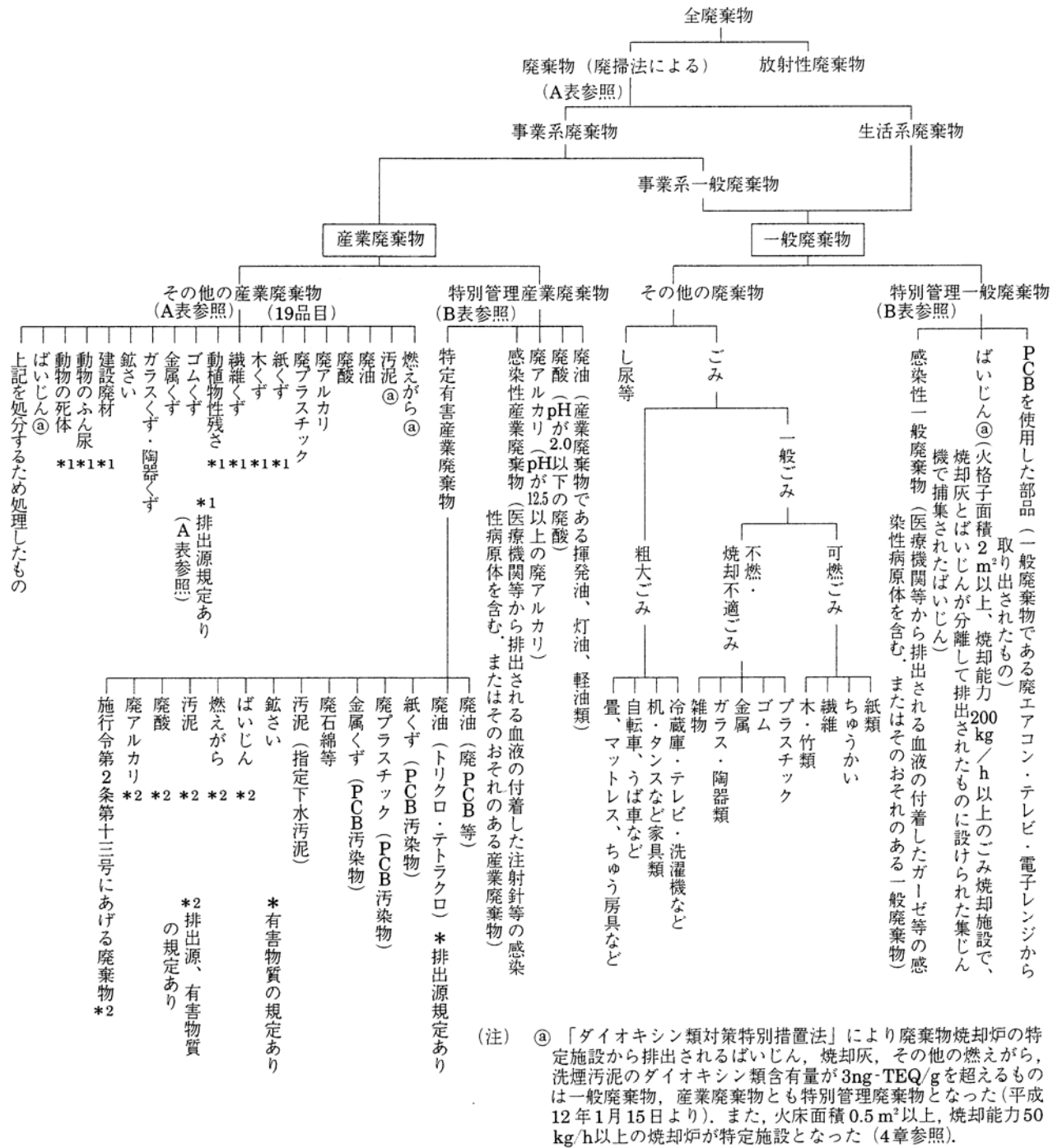


図 廃棄物処理法による分類

(A表) 廃棄物処理および清掃に関する法律に基づく廃棄物の種類一覧表  
(昭和45年法律第137号)

定 義	分 類	種 類	内 容	
廃棄物とは 1 ごみ 2 粗大ごみ 3 燃えがら 4 汚泥 5 ふん尿 6 廃油 7 廃酸 8 廃アルカリ 9 動物の死体 10 その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)(法第2条)	一般廃棄物	1 ごみ 2 粗大ごみ 3 し尿及びし尿浄化槽に係る汚泥 4 その他	産業廃棄物以外の廃棄物(法第2条第2項)	
	産業廃棄物(法第2条第4項・令第2条)	法律	1 燃えがら	石炭がら, 焼却炉の残灰, 炉清掃排出物, その他の焼却残渣
			2 汚 泥	活性汚泥法による余剰汚泥, パルプ廃液汚泥, 動植物性原料使用工業の排水処理汚泥, ビルピット汚泥, カーバイトかす, 赤泥, 炭酸カルシウムかすなど工場排水などの処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程で出る泥状のもの
			3 廃 油	潤滑油系, 絶縁油系, 洗浄油系及び切削油系の廃油類, 廃溶剤類及びタールピッチ類など, 鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油
			4 廃 酸	廃硫酸, 廃塩酸, 各種の有機廃酸類など, すべての酸性廃液
			5 廃アルカリ	廃ソーダ液, 金属せっけん液など, すべてのアルカリ性廃液
		政令	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず, 合成繊維くず, 合成ゴムくずなど, 合成高分子系化合物に係る固形状液状のすべての廃プラスチック類
			1 紙くず	パルプ製造業, 紙製造業, 紙加工品製造業, 新聞業, 出版業, 製本業, 印刷物加工業から生ずる紙くず及びPCBが塗布された紙くず
			2 木くず	建設業に係るもの(工作物の除去に伴って生じたものに限る。)並びに木材又は木材木製品製造業(家具製造業を含む。), パルプ製造業, 輸入木材卸売業から生ずる木材片, おがくず, パーク類など
			3 繊維くず	衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる, 木綿くず, 羊毛くずなどの天然繊維くず
			4 動植物性残さ	食料品製造業, 医薬品製造業, 香料製造業から生ずる, あめかす, のりかす, 醸造かす, 発酵かす, 魚及び獣のあらなど
			5 ゴムくず	天然ゴムくず
			6 金属くず	鉄鋼, 非鉄金属の研磨くず, 切削くずなど
			7 ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず, 耐火レンガくず, 陶磁器くずなど
8 鉱さい	高炉・平炉・電気炉などの残さい, キューボラのノロ, ボタ, 不良鉱石, 不良石炭, 粉炭かすなど			
9 建設廃材	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片, レンガの破片その他これに類する不要物			
10 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿			
11 家畜の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体			
12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類, 上記1に掲げるものでPCBが塗布された紙くず若しくは上記6に掲げるものでPCBが付着し又は封入された金属くずの焼却施設において発生するばいじんであって, 集じん施設によって集められたもの			
13 その他	燃えがら, 汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類又は上記1~12に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって, これらの産業廃棄物に該当しないもの			

- (注) (1) 下水道汚泥は産業廃棄物。  
 (2) 市のごみ焼却場から排出される「燃えがら」は一般廃棄物。  
 (3) 外国で発生した航行廃棄物, 携帯廃棄物は一般廃棄物。  
 輸入された廃棄物(上記以外のもの)は産業廃棄物。  
 (4) 上表中、改正廃棄物処理法(B表)に基づく特別管理廃棄物が優先される。



## 2 - 1 刑務所からのごみ排出算出事例

算出事例なし。

## 3 - 1 追加ごみの規模算定表

施設の規模は、平成 10 年 4 月に厚生省から出された「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」に従い、算出する。

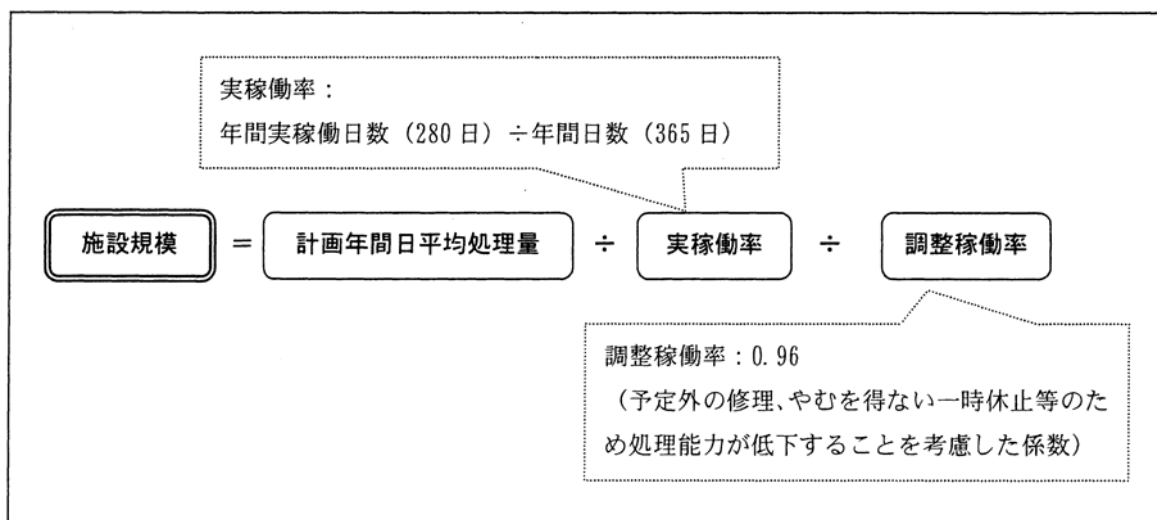


図 「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」による規模算出式